年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

**傷害補償制度給付金のご請求について**

　おケガのご連絡がありましたので、給付金の請求に必要な書類をお送りします。別添の「会員登録傷害補償要領」をご確認の上、おケガが治ってから必要書類をご提出下さい。

　給付金の請求に必要な書類は、

　　　　　　１．事故報告書（原本未提出の方のみ）

　　　　　　２．給付金請求書（通院・入院日数がわかるよう作成してください）

　　　　　　３．大会及び行事の開催要項（主催、主管団体のわかるもの）

　　　　　　４．会員登録証のコピー

　　　　　　５．治療費の領収証またはレシートのコピー

　　　　　　６．診断書（給付金合計が5万円を超える場合・入院日数のわかるもの）

７．診察券のコピー（給付金合計が5万円以下の場合）

　診断書は、給付金の合計が5万円を超える場合に、入院（通院）している病院で作成してもらって下さい。（診断書代は自己負担です。約5,000円）

　給付金が5万円以下の場合は、診察券のコピーと給付金請求書の治療状況欄をご自分でご記入下さい。

　治療費の領収証またはレシートのコピーのご提出をお願いします。

なお、入院・通院状況については、報告後に詳細を確認させていただく場合がありますのでご了承をお願いします。

また、会員登録をされていない場合は給付金の対象となりませんのでご注意をお願いします。

　☆給付金の支払い限度日数と、支払限度額は以下の通りです。

　　入院給付金･･･････ケガの日から180日以内の実入院日数で10万円が限度となります。

　　　　　　　　　　　ただし、実入院日数のうち2日間は支払対象とせず3日目以降の分を支払います。

　　通院給付金･･･････ケガの日から90日以内の実通院日数で5万円が限度となります。

　　　　　　　　　　　ただし、実通院日数のうち2日間は支払対象とせず3日目以降の分を支払います。

※入院と通院が同じケガで両方適用される場合は、入院給付金と通院給付金を加算して支払います。ただし、この場合10万円が限度となります。

※支払日は、必要書類到着次第、毎月20日締め、月末払いとなります。

　　　　　　　　　　＜問合せ先・給付金請求書等送付先＞

　　　　　　　　　　　　　　〒140-0014東京都品川区大井1-16-2-201

TEL:03-6417-1654　FAX:03-6417-1664

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 公益財団法人　日本ソフトテニス連盟